

未熟児養育医療費用徴収規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年八月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第五十二号

未熟児養育医療費用徴収規則等の一部を改正する規則

(未熟児養育医療費用徴収規則の一部改正)

第一条 未熟児養育医療費用徴収規則(昭和三十四年広島県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式注ニ中「所得税法第92条第1項」を「所得税法第78条第2項第1号、第92条第1項」に改め、「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項及び第5項」を加え、「及び第41条の19の3第1項」を「並びに第41条の19の5第1項」に改め。

別表備考ニ中「地方税法第314条の7」を「地方税法第314条の7第1項第1号及び第2項、第314条の8」に改め、別表備考ニ中「所得税法第92条第1項」を「所得税法第78条第2項第1号、第92条第1項」に改め、「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項及び第5項」を加え、「及び第41条の19の3第1項」を「並びに第41条の19の5第1項」に改め。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第二条 児童福祉法施行細則(昭和四十二年広島県規則第四十九号)の一部を次のように改め。

別表備考ニ中「地方税法第314条の7」を「地方税法第314条の7第1項第1号及び第2項、第314条の8」に改め、別表備考ニ中「、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)」を加え、「所得税法第92条第1項」を「所得税法第78条第2項第1号、第92条第1項」に改め、「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項及び第5項」を加え、「及び第41条の19の3第1項」を「並びに第41条の19の5第1項」に改め。

(社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部改正)

第三条 社会福祉施設等措置費用徴収規則(昭和四十八年広島県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一備考ニ中「第41条の19の3第1項」を「第41条の19の5第1項」に改め。

別表第三備考ニ中「同法第314条の7」を「同法第314条の7第1項第1号及び第2項、第314条の8」に改め、別表備考ニ中「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」を加え、別表備考ニ中「所得税法第92条第1項」を「所得税法第78条第2項第1号、第92条第1項」に改め、別表備考ニ中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項及び第5項」を加え、「及び第41条の19

の3第1項]を「並びに第41条の19の5第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。